

(別添書類第8号)

法令の規定により制限のある事業区域に関する

行政機関の意見書

(別添書類第 8 号) 法令の規定により制限のある事業区域に関する行政機関の意見書

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号で規定される「事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」である。

当該事業区域に係る法令の規定による制限がある、各機関の意見書を添付する。

NO.	法令規定名称	内 容	意見必 要有無	該当の可能性がある施設等
1	道路法	第43条 第91条第1項	道路に関する禁止行為 道路予定区域の制限	有 国道1号、国道479号(内環状線)、 市道片町野江森小路線 他
2	河川法	第26条 第27条第1項 第55条第1項 第57条第1項 第58条の4第1項 第58条の6第1項	工作物の新築等の許可 河川区域内の土地の掘削等の許可 河川保全区域内の行為の制限 河川予定地の行為の制限 河川保全立体区域における行為の制限 河川予定立体区域における行為の制限	有 城北川
	砂防法	第4条第1項	砂防指定地における一定行為の禁止及び 行為の制限	無 指定区域外
	地すべり等防止法	第18条第1項	地すべり防止区域内における一定行為の 制限	無 指定区域外
3	文化財保護法	第57条の2第1項 ⇒現93条 第57条の3第1 項・第3項 ⇒現94条 第80条第1項 ⇒現125条	周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の 届出 国の機関等による周知の埋蔵文化財包蔵 地における発掘の通知、協議 史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限	有 榎並城跡伝承地 都島神社 石造三重宝篋印塔
4	都市計画法	第53条 第65条	建築の許可 建築等の制限	有 有 都市計画区域内
5	下水道法	第24条第1項 第29条第1項	公共下水道に係る行為制限 都市下水道に係る行為制限	有 有
	高速自動車国道法	第14条第1項	特別沿道区域内の行為制限	無 特別沿道区域なし
	急傾斜の崩壊による災害 防止に関する法律	第7条第1項	急傾斜地崩壊危険地区内での行為制限	無 指定区域外
	都市緑地保全法	第5条第1項	緑地保全地区における行為の制限	無 指定区域外
	生産緑地法	第8条第1項	生産緑地地区内における行為の制限	無 指定区域外
	近畿圏の保全区域の整 備に関する法律	第9条第1項。第3 項	近郊緑地保全区域における行為の届出	無 指定区域外
	自然公園法	第13条第3項 第14条第3項 第24条第3項 第26条第2項	特別地域 特別保護地区 海中公園地区 普通地域	無 指定区域外
	都市公園法	第26条	公園保全立体区域における行為の制限	無 指定区域外
	海岸法	第8条第1項	海岸保全区域内における行為制限	無 指定区域外
	港湾法	第37条第1項 第38条の2第1項	港湾区域内の工事等の許可 臨海地区内における行為の届出等	無 無 指定区域外
	漁港漁場整備法	第39条第1項	漁港の保全	無 指定区域外

【関係法令】

国土交通省近畿地方整備局：道路法

大阪市：道路法、河川法、都市計画法、下水道法

大阪府教育委員会：文化財保護法

なお、表中のナンバー（No.）を記載していない法令については、大阪市都市計画局との事前調整において、本事業区域が当該法令の指定区域外であるなどの理由により、意見照会が不要となったものである。

寝 第 1880 号
平成 29 年 8 月 8 日

国土交通省近畿地方整備局長 様

事 業 者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号
大 阪 府
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく
意見について（照会）

大阪府施行「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により事業の認定を申請するにあたり、貴職管理に係わる土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）
3. 主な関係法令について（別紙-2）



国近整道政第146号

平成29年10月5日

事業者

大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府

上記代表者 大阪府知事 松井 一郎 殿

道路管理者

国土交通省近畿地方整備局長

池田 豊



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に
基づく意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号で照会のありました標記については、支障のない旨回答します。

寝 第 1880 号
平成 29 年 8 月 8 日

大阪市長 様

事 業 者 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号
大 阪 府
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく
意見について（照会）

大阪府施行「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により事業の認定を申請するにあたり、貴職管理に係わる土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 9 月 8 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）
3. 主な関係法令について（別紙-2）

大都計第354号
平成29年9月8日

大阪府知事 松井 一郎様

大阪市長 吉村 洋文

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号及び第9号の規定に
基づく意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号で照会のありました標題について、次のとおり回答
します。

記

- ・ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号及び第9号にかかる
次の関係法令に対する意見について

意見なし

○関係法令

道路法 第43条及び第91条第1項

河川法 第26条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項、
第58条の6第1項

都市計画法 第53条、第65条

下水道法 第24条第1項、第29条第1項

寝 第 1880 号
平成 29 年 8 月 8 日

大阪府教育長 様

事 業 者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号
大 阪 府
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく
意見について（照会）

大阪府施行「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により事業の認定を申請するにあたり、貴職管理に係わる土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）
3. 主な関係法令について（別紙-2）

教 文 第 2 0 1 4 号

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

大阪府知事 松井一郎 様

大阪府教育委員会教育長

向井 正博

大深度地下の公共使用に関する特別措置法第 1 4 条第 2 項第 9 号の規定に基づく
意見について（回答）

日頃は文化財保護行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

平成 2 9 年 8 月 8 日付け、寝第 1 8 8 0 号により照会のありました標記について、下記
のとおり回答いたします。

よろしく取り計らいください。

記

修正なし

但し、実際の工事の施工にあたっては、当該箇所の市教育委員会文化財主管課と協議す
ること。

以上

（担 当）

大阪府教育庁 文化財保護課

文化財企画グループ 中西 裕見子

電話：06-6210-9900

Fax：06-6210-9903

NakanishiYum@mbox.pref.osaka.lg.jp